

会 議 録

会議の名称 西東京市障害児教育検討懇談会（第10回）
開催日時 平成18年1月30日（月）午前10時から午前11時43分まで
開催場所 西東京市保健福祉総合センター・防災センター6階講座室
出席者 【出席委員】（座長）八木澤 俊孝、兵藤 紫都子、北爪 みどり、秋
本 篤哉、川合 真理子、藤平 洋子、足立 善朗、高野
富、大野 雅生、稲津 明、清水 静雄、屋宮 茂穂、吉
田 勉、
【欠席委員】（副座長）宮沢 春好、細井 邦夫、小坂 和弘 伊藤 伊
都子、蚊野 秀明、
【事務局】（教育長）宮崎 美代子、（学務課長）富田 和明、（教
育相談課長）長澤 和子、（学務係長）久保 鷹夫、（学務
係）田島 康介、内海 謙一

議 題 (1) 今後の予定について
(2) 特別支援教育における国及び東京都の動向
(3) 調布市への視察の報告
(4) 西東京市における特別支援教育の在り方について

会議資料の名称

- 1 中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」本文の要点
- 1 - 2 中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」本文
- 1 - 3 特別支援教育における東京都の動向・見解（要旨）
- 2 調布市への視察報告
- 3 特殊教育から特別支援教育へ向けての検討課題の抽出
- 3 - 2 西東京市における特別支援教育の対象者（試算）
- 4 西東京市障害児教育検討懇談会の今後の予定（案）

記録方法 全文記録

会 議 内 容

発言者名

学務課長：

本日の欠席の方が、インフルエンザがはやっているせいかとは思いますが、宮沢副座長、細井委員、伊藤委員、小坂委員、蚊野委員と、5名、欠席の御連絡をいただいております。

ただいまから第10回西東京市障害児教育検討懇談会を開会いたします。本日は、第10回の障害児教育検討懇談会ということですが、教育長が来ておりますので、皆様に報告書の御礼も含めまして御挨拶を申し上げたいと思います。その前に座長の方から、御挨拶方々、開催をしていただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1. 座長 挨拶

座長：

今年最初の懇談会を始めたいと思います。1月ですので、本年もよろしくお願いいたします。今日の会議から特別支援教育に関する議論を本格的に始めることになろうかと思っておりますので、あわせてよろしくお願いしたいと思います。

それから、今、学務課長から、教育長の方から一言御挨拶するという話がありましたので、よろしくお願いいたします。

2. 教育長 挨拶

学務課長：

教育長がこれから皆様に御挨拶を申し上げますが、あらかじめ御了承をいただきたいのですが、教育長は公務多忙のため、大変恐縮ですが、御挨拶した後、退席させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長：

皆さん、おはようございます。日ごろより、西東京市の教育行政向上のために御貢献、御尽力くださいまして、心から厚く御礼申し上げます。また、西東京市の心身障害教育につきまして幅広い御議論、御検討、そして貴重な御意見をいただきまして、本当に感謝申し上げます。

中学校の校長先生もいらっしゃるのですが、このところ、金曜日でしたが、柳沢小学校、井口選手が出た小学校で研修会がございました。北は青森、南は熊本から、400名近くの出席者を交えて盛大に行われました。次の日は幼稚園の方で、やはり300名以上の方々の研修会がございました。幼稚園もそうですが小学校もそうですが、両方とも、個に応じたきめ細かな指導をしていくと。そして自主性、主体性の中にも厳しさとやさしさのバランスのとれた教育をしたいというのが共通でございました。

ちょっと面白かったので書き留めたのですが、「いまはやーだよ」という言葉は幼稚園ではやめてほしいと。これはどういうことかなといいますと、「い」が「いけません」、「ま」が「待ちなさい」、「は」が「早くしなさい」、「や」が「やめなさい」、「だ」が「だめです」、「よ」が「よしなさい」、このように否定的な言葉ばかりの「いまはやーだよ」という言葉を使わないようにするにはどうしたらいいかというふうなお話がありました。

最終的には、教育を担う人、教育現場でひたむきな努力している先生が本当に輝くためにどうあるべきかというふうなお話がありました。

もう一つ、警視庁の方、保護者、自治会、育成会、民生会の会に出させていただいたときに、子どもの健やかな成長を見るほど親にとって楽しいことはない。その楽しみを奪われた一家の痛恨な心は察するに余りある。再発防止に向けて地域の目として最大の抑止力になるように、僕たちのできる範囲で努力したい、現場の校長先生たちの御努力にも自分たちは協力したい。このようなお声があちこちで聞かれて、私はもう感謝の気持ちでいっぱいでした。

そういう意味では、教育はいつの時代でも「改革、改革」と言われますが、環境は思ったより音を立てて変わっているなということも一方では感じます。例えば私の時代では50人以上のクラスはもう当たり前でございましたが、今は市町村の決定権で40人以下で学級人数の自由化を定めるような制度があります。これにはまた財政などの大きな問題がございましたが、そういうことも。また幼稚園の義務教育。そして幼小、小中、中高、高大の、そのような連携。そしてまた六三制の見直しなど、さまざまな考え方の制度の動きが見えているということ。不易と流行を押さえながらも、将来を見据えていかななくてはいけない。

また、障害のある児童生徒などの教育をめぐるまは、近年、障害の重度、重複化や多様化が進んでおり、さらに養護学校や心身障害学級の在籍者が増加する傾向もございます。そして国からは、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症などの

児童生徒への教育的支援を含め、障害の種類や程度に応じまして特別な場で指導を行う特殊教育から、一人一人の教育ニーズに応じます適切な教育支援、特別支援教育の展開を図るという基本方針も示されております。このことは皆さんも御理解のことと思いません。

このような、さまざまな変化の中で、西東京市教育委員会といたしましても、皆様からいただきました「西東京市の心身障害学級設置校の増設について（中間報告）」をもとに、この間、心身障害学級設置校の増設を進めてまいりました。

また、17年度につきましては、坂口市長のマニフェストであります、通常学級に在籍する障害のある児童への介助員設置などにつきまして御議論、御検討をいただき、さらに意見書としてまとめていただきました。本当に御労苦をおかけし、心から感謝し、ありがとうございました。この意見書を最大限尊重いたしまして、新年度へ向けて制度設計を今進めていく所存でございます。

最後に、この間の皆様の検討懇談会におきます御労苦に対しまして心から感謝を申し上げますとともに、平成19年度より本格化いたします特別支援教育に対応するための検討結果の御報告をいただきたく、いましばらくの御面倒をおかけいたしますが、何分ともどうぞよろしくお願いいたします。

甚だ簡単でございますが、会の開催に当たりまして、このようなお話をさせていただきました。また、ここ、2～3、私が研究会に出させていただきます熱い思いなども御報告させていただきました。

インフルエンザがはやりまして、今日もお休みの方々がおられて、体調を崩されているようでございます。どうぞ皆様も、お体だけは十分お気をつけくださいますよう、よろしくをお願いいたします。

申しわけございません。もう一つ会議がございますので、何分ともどうぞよろしくお願いいたします。

座長；

ありがとうございました。

〔教育長 退席〕

資料確認

座長：

それでは、資料の確認を事務局からお願いします。

学務課長：

本日も、多くの資料を用意させていただきましたので、確認をさせていただきたいと
思います。次第に基づいて確認させていただきます。

まず1番でございます。中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り
方について（答申）」本文の要点。こちらについて事前配付をさせていただいておりま
す。

1 - 2は、中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について
（答申）」本文です。

1 - 3については「特別支援教育における東京都の動向・見解（要旨）」、1枚ペラ
でございます。こちらは先日の東京都の、教育長会に対する回答ということでまとめさ
せていただきました。こちらについては本日配付している資料の中にございます。

2は「調布市への視察報告」。これはあらかじめ事前配付をさせていただいておりま
す。

3は「特殊教育から特別支援教育へ向けての検討課題の抽出」。これも1枚ござい
ます。後ほどこれを中心に御議論をいただきます。こちらもお渡しした資料でござ
います。

3 - 2は「西東京市における特別支援教育の対象者（試算）」でございます。こちら
も本日の資料配付でございます。

4は「西東京市障害児教育検討懇談会の今後の予定（案）」でございます。

以上の資料をもとに、後ほど随時御説明を申し上げます。

資料の確認は以上です。

3. 議 題

(1) 今後の予定について

座長：

それでは、早速、議題(1)「今後の予定について」、事務局から説明をしていただきたいと思います。

学務課長：

今確認をいただいた資料の一番最後、4をごらんいただきたいと思います。「西東京市障害児教育検討懇談会の今後の予定(案)」でございます。

平成18年1月30日、本日ですが、第10回会議「西東京市における特別支援教育の在り方について」。そして、2月20日、第11回会議。その2回が、本年度、皆様にお願ひする会議でございます。

それで、新年度になりましたらば、6月に教育長への報告ということで、おまとめいただくということで、先ほど教育長の御挨拶の中にもありましたが、皆様にいましばらくの御面倒をおかけ申し上げるという内容は、この6月までに御報告をいただきたいということでございます。と申しますのが、これから御説明申し上げます国の報告書が出てまいりまして、平成19年度から具体的な形で取り組んでいくことになると、当然その前の年、平成18年10月、11月ぐらいに予算計上の積算措置をしていかなければならないということも含めて逆算していきますと、6月までにその方向性をまとめていただいて、私どもの方にいただいて、それを受けながら事務局の方ではバトンを受けまして、制度設計に入って、10月、11月で予算措置に動いていきたい。そして、19年度に向けて特別支援教育の方に進んでいきたいというふうな考えでございます。そういう意味で、6月までにおまとめいただきたいということも含めて、4月、5月、6月、大変お忙しくて恐縮ですが、その3カ月の間にいろいろ御面倒をおかけしながら進めていきたいと考えてございます。

それで、当懇談会につきましては、6月をもって収束することを考えてございます。逆に言えば、それを踏まえながら特別支援の方に私どもとしては焦点を当てて進めていく。また必要性があれば、このような会合ということはあると思いますが、現在、皆様については、先ほど教育長の方からもお話がありましたように、このところ固定通級の充実も含め、さらに、この前のマニフェストの御報告もいただき、さまざまなことをやってい

ただいて、さらに特別支援について御報告をいただきたい。それまでのことを含めて、収束を6月にしていこうかというふうな考え方でおります。

今後の予定は以上でございます。

座長：

ありがとうございました。何か御質問はありますでしょうか。

委員：

次回も開催が午前中なんですけど、2月の会議もたしか10時からということだったと思います。私の仕事の事情で、できたら午後の方が出席しやすいことがありますので。前もってこれくらいお時間をいただければ大丈夫なんですけど、それは、できたらという希望です。

学務課長：

努力をします。

座長：

次回の2月20日については。

委員：

結構です。

座長：

では、そのようなことで御配慮をいただければと思います。

(2) 特別支援教育における国及び東京都の動向

座長：

それでは議題(2)「特別支援教育における国及び東京都の動向」について、事務局から御説明をお願いします。

学務課長：

御説明を申し上げます前に、先ほどの資料で、かなり量がございまして。まず、国の動向から御説明を申し上げて、2番目に東京都を御説明申し上げたいと思いますので、恐縮ですが、資料1と資料1-2を並行してごらんいただきたいと思います。答申の方については本文のコピーでございます。これをすべて御説明申し上げると、これだけのボリュームになりますので、本文の要点をかいつまんで私どもの方で整理いたしましたので、これで御説明を申し上げます。

まず、前段でございますが、答申については第1章から6章までの章立てになってございます。まず要点の方からごらんいただきたいと思います、第1章が「障害のある幼児児童生徒に対する教育の現状と課題」、要はベース的な現状でございます。

第2章については「特別支援教育の理念と基本的な考え方」です。

第3章については「盲・聾・養護学校制度の見直し」。現行の盲・聾・養をどういふふうに見直していくかということです。施設的な見直しでございます。

第4章については「小・中学校における制度的見直し」。こちらが、特に、当教育委員会については一番注目のところかなというふうに考えてございます。

第5章については「教員免許制度の見直し」です。

第6章については「関連する諸課題」、いわゆるこれらを網羅する、ベースとなる法改正のことについてでございます。

主に第1章から6章の章立てでなっております。

それでは、恐縮ですが、それらを若干細かく御説明を申し上げます。並行して答申の方に目を落としていただきながら、本文の要点をごらんいただきたいと思います。必ずしも、要点は本文そのものと同じ文言ではございません。ただ、要点の方は、それをわかりやすくしてございますので、並行してごらんいただくと、よりわかろうかと思えます。

第1章でございます。表については、左が見出しにしております。それが本文の大体の大枠をそのような形でごらんいただくようになってございます。それでページと行とがリンクしてございます。

まず「特殊教育の対象人数（全国）」でございます。こちらについては、近年、養護学校や特殊学級に在籍している児童生徒の数の問題でございます。全学齢児童生徒数の約1.6%が生徒さんの数となっております。さらに、盲・聾・養護学校においては約4割の生徒が重複障害学級に在籍しているという現状にあります。

それから「新たな対象者の割合」。平成14年の全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、LD・ADHD・高機能自閉症により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6%の割合で存在する可能性が示されているという現状にあるということでございます。

さらに、法といたしまして「発達障害者支援法」が平成17年4月1日に施行されました。

こういう現状でございます。先ほどの「新たな対象者の割合」というLD・ADH

D・高機能自閉症が6%ということになりますと、後ほど数値でお示し申し上げますが、小学校については当市においては1万人、中学校においては約3千人、計1万3千人ですから、6%の数字を掛けていただきますと、かなりの数字になってくるという現状の中で、まとめますと、いわゆる盲・聾・養については重複障害学級が増えている。通常学級においてはLD・ADHD・高機能自閉症が6%存在する。そういうものに対応するために特別支援教育をスタートするということが基本的な考え方になってございます。

第2章「特別支援教育の理念と基本的な考え方」です。

まず「特別支援教育とは」ということになってございます。本文で言うと5ページの8行目でございます。「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し」ということになってございます。ですので、ポイントは、一人一人の教育的ニーズに対応するためということが特別支援教育の理念かと考えます。

それから「特殊教育との継承点」でございます。いわゆる、「これまでの特殊教育の枠組みの下で培われてきた教育水準や教員の専門性が維持・向上できるような方向で推進されることが必要である」ということでございます。ですので、今までの水準についても維持・向上をしていくということでございます。

それから「期待される効果」でございます。新たな対象者「LD・ADHD・高機能自閉症等」、この「等」というのはアスペルガー症候群のことでございますが、「等の状態を示す幼児児童生徒が、いじめの対象となったりする場合があります、それが不登校になる場合があるなどとの指摘もあることから、学校全体で特別支援教育を推進することにより、いじめや不登校を未然に防止する効果も期待される」ということでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。第3章の「盲・聾・養護学校制度の見直し」でございます。先ほど来申し上げているように、盲・聾・養につきましても4割以上の重複ということの現状を踏まえて、現在、「障害種別（盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱）及びこれらの重複障害に対応した教育を行う学校制度とすることが適当である」ということでございます。

それから、「特別支援学校（仮称）制度の弾力的運用」 - 「各都道府県等において、複数の障害に対応した教育を行う学校の設置を可能とするものであるが、これまでのように特定の障害に対応した学校を設けることも可能である」。要は地域性をかんがみながら、その地域に合ったニーズに対応するということでございます。

「特別支援学校（仮称）の教育課程」ですが、「現在の盲・聾・養護学校の学習指導

要領等の内容を見直して定められることとなる」ということでございます。

それから「特別支援教育のセンター的機能」を、この盲・聾・養護学校に課するということでございます。「小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を、関係法令等において明確に位置付けることを検討する必要がある」ということでございます。要は、盲・聾・養護学校を、一般の小・中学校の一種のスーパーバイザー的な位置付けにしていこうということになってございます。

第4章「小・中学校における制度的見直し」でございます。

「小・中学校における障害のある児童生徒の教育」 - 「主に特殊学級等で行われてきたが、今後は学校全体の課題として取り組んでいくことが求められる。特別支援学校（仮称）との連携協力を積極的に推進すべきである」というふうになってございます。今までは、主に特殊学級と固定級という形で進めてきたものを、学校全体で取り組んでいこうということが特別支援教育の主な点でございます。

それから、先ほど盲・聾・養についてはスーパーバイザー的など申し上げましたが、後段の「特別支援学校（仮称）との連携協力」ということがその分でございます。

それから、「小・中学校における特別支援教育の推進」 - 「通常の学級も含めた教育活動全体での適切な推進が図られるよう、関係法令等における位置付けについて検討するとともに、教育委員会や学校における推進体制の整備を促進することが必要である」と。細かく言いますと校内委員会とかそういうような組織づくりということになってございますが、学校全体でそういうような取組に入っていくということでございます。

「特別支援教育の普及啓発」 - 「国及び各教育委員会においては、研修や広報活動等を通じた普及啓発を積極的に推進することが重要である」と。

「体制の整備のためのガイドライン（試案）」ですが、既に平成16年1月に「体制の整備のためのガイドライン（試案）」をすべての教育委員会・小中学校に配布しております。そして、「専門家チーム」を設置することや、すべての小・中学校において「特別支援教育コーディネーター」を指名すること等を目指しているということでございます。ですので、こちらについても既に動きが始まっております。

「各学校における教育課程の実施の形態」 - 「通常の学級における教員の適切な配慮、チーム・ティーチングの活用、個別指導や学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫などに加え、必要に応じて、通常の学級を離れた特別の場での指導及び支援が有効である」ということでございます。

「LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への指導・支援」 - 「特別の場での

指導及び支援を制度的に位置付けることを含めて、現行制度の見直しを行うことが必要である」ということになっております。今までLD・ADHD・高機能自閉症等については、いわゆる通常学級に在籍しながら制度的な対応がなかったわけですが、特別支援の枠組みの中で考えていこうということでございます。

「特殊学級の平均在籍者数（全国）」、これは数字でございますが、約2.8人ということでございます。

「通級指導の見直し」 - 「通級による指導については、指導時間数及び対象となる障害が限定されており、特別支援教育を推進する観点から、より弾力的な対応ができるようにする必要がある」ということでございます。ですので、LD・ADHD・高機能自閉症等の話とリンクいたしますが、弾力的な対応をしていこうということが論点だと考えます。

3ページをごらんいただきたいと思っております。「特別支援教室（仮称）の構想」でございます。「各学校に、特別支援教育を担当する教員が柔軟に配置されるとともに、障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍しながら、特別の場で適切な指導及び必要な支援を受けることができるような弾力的なシステムを構築し、実現する方向で、制度的見直しを行うことが適当である」ということでございます。ですので、ポイントは「各学校に」ということ、それから「通常の学級に在籍しながら」というところかと思っております。

「特別支援教室（仮称）のイメージ」です。「LD・ADHD・高機能自閉症等を含め障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍し、教員の適切な配慮、チーム・ティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導などの工夫により通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別な指導を受ける教室としての形態が想定される」ということでございます。

「特別支援教室（仮称）の配置の留意点」 - 「いかなる形態の特別支援教室をどのように配置していくかについては、地域の実情、個々の児童生徒の障害の状態、適切な指導及び必要な支援の内容・程度に応じ、柔軟かつ適切に対応することが重要である」と。先ほど地域性ということがございました。ここでも「地域の実情」ということで、かなり幅広い弾力的なものというふうにとらえてございます。

「特別支援教室（仮称）の形態の例」。こちらについては従前ではA、B、Cというふうにありましたが、現在は、
、
、
というふうに分けてございます。特別支援教室については、ほとんどの時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。特別

支援教室 については、比較的多くの時間を通常の学級で指導を受けつつ、障害の状態に応じ、相当程度の時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。特別支援教室 については、一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態。このように、特別支援教室を 、 、 と区分けしてございます。

ただ、中間的なもの、組み合わせたものもありですよということで、ここでも幅広いとらえ方をしてございます。

「市町村教育委員会に求められるもの」でございます。「市町村教育委員会においては、特別支援学校（仮称）及び関係機関との連携協力を進めるなど、各地域におけるニーズに応じた地域全体における総合的な支援体制を構築することが重要である」ということでございます。特別支援学校をスーパーバイザーというふうに言っておりますが、その特別支援学校との関係も構築しながら、総合的な支援体制が求められております。

「現行の特殊学級等を廃止することについて」ということで、中央教育審議会においても、この廃止ということがかなり論点になったかのように聞いております。「固定式の学級の方が教育上の効果が高いとの意見があることや、重度の障害のある児童生徒が在籍している場合もあること、固定式の学級が有する機能の維持を望む意見があることなどに配慮し、弾力的な運用が可能となる制度とする必要がある」ということで、ここについても否定も肯定もしていないというように、かなり弾力的な扱いになってございます。

「教職員配置システムとの関連」 - 「場や空間を指して用いられることが多い教室の制度化については、現行の学級編制を基本とする公立学校の教職員配置システムとの関連を検討することが必要である」ということでございます。こちらについては人事の問題でありましょう。

「特別支援教室（仮称）担当教員の専門性の確保」 - 「特別支援教室（仮称）の構想が目指しているシステムを実現するためには、担当教員のより高い専門性が確保されることが必要である」。後ほどの教員の方にリンクする話にもなってございます。

4ページ、「特別支援教室（仮称）の法令上の位置付け」でございます。「特別支援教室（仮称）の構想が目指しているシステムの法令上の位置づけの明確化等のさらなる制度改正については、これらの取組の実施状況も踏まえ、検討することが適当である」。

「特殊学級の児童生徒の交流及び共同学習の充実」 - 「障害者基本法の規定も踏まえ、特殊学級担当教員と通常学級担当教員の連携の下で、特殊学級に在籍する児童生徒が通常の学級で学ぶ機会が適切に設けられることを一層促進するとともに、その際の教

育内容の充実に努めるべきである」ということとでございます。交流の重要性を述べております。

「特殊学級担当教員の活用」 - 「障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるようにするため、特殊学級を担当する教員の一層の活用を進めることが必要である」ということとでございます。専門性を活用ということとでございます。

「特殊学級担当教員の配置（都道府県教委）」 - 「特殊学級担当教員は、高い専門性を有する者が適切に養成・配置されるよう、任命権者である各都道府県教育委員会等において、人事上の配慮が望まれる」ということとでございます。

「通級指導の対象と指導時間の弾力的な運用」 - 「現在でも、必要に応じ、高機能自閉症等を対象とすることが可能であるが、これに加え、LD・ADHDもその対象とすべきである。これに併せて、指導時間数の制度緩和や、対象となる児童生徒の障害種別についても弾力的な運用が可能となる方向で見直しを行う必要がある」ということとでございます。現在も通級指導学級はございますが、その中に、これに加え、LD・ADHDもその対象とすべきだということが、特別支援での一つの大きなテーマでございます。

「いわゆる「巡回による指導」の制度の明確化」 - 「定期的を実施されており、かつ、教育課程の一部に位置付けられるものについては、その制度的な位置付けを明確化する必要がある」ということとでございます。

それでは、一部割愛いたしまして、第5章の「教員免許制度の見直し」でございます。後段の方に、「特別支援学校教諭免許状（仮称）の取得等を促進することが必要である」ということになってございます。

第6章「関連する諸課題」でございます。

「総合的な支援体制の整備の年次目標」。最前からお話し申し上げているように、「文部科学省においては、平成19年度を目標として、すべての小・中学校において総合的な支援体制を整備することを目指している」ということになってございます。関連法令についてはごらんいただく中で、後で本文と照らし合わせて見ていただければと思います。

国の答申については、要点としては、以上御説明を申し上げます。

続きまして、恐縮ですが、今度は1枚ペラの東京都の動きを御説明申し上げます。ただきたいと思っております。こちらについては特に、この時期に東京都から新たなものは出

てきてはおりませんので、私どもとしては、教育長会での回答を踏まえまして御説明を申し上げたいと思います。資料 1 3でございます。A 4の1枚でございます。

主に教育長会においては、回答としては4点聞いてございます。

まず「特別支援教室（仮称）について」。文部科学省では、中央教育審議会答申を踏まえ、この通常国会に盲・聾・養護学校制度の見直し、免許制度の見直しなどを内容とする法改正を提出するように準備を進めていると聞くが、今回の改正の中で、今のところ「特別支援教室（仮称）」に係る制度改正は予定されていないと聞いているが、引き続き国の動向を注視していきたい。情報が入手でき次第、各市町村に提供してまいりたいということでございます。要は、今回の改正の中で、今のところ特別支援教室に係る制度改正は予定されていないということでございます。

2番目に「モデル事業について」です。都としては、現在、特別支援教育の推進に向けて、都のモデル事業、国のモデル事業を実施し、課題等について検証しているところである。都のモデル事業の実施状況、成果や課題については、ホームページ等を通じて今後とも情報提供をしていくということでございます。

3番目に「区市町村への財政支援等について」でございます。市町村といたしましては、この辺については一番気がかりなところでございます。国に対して平成18年度文教予算に関する提案要求において、特別支援教育を推進するため、関係法令の整備や財源措置等の必要な対応について要望している。人的配置を含めた特別支援教育に係る条件整備について、その必要性が中央教育審議会答申において提言されており、今後、国の法改正等の動向等を踏まえ、検討していくことになってございます。答申の中には、提言されているということでございます。

4番目に「副籍について」。平成18年度までモデル事業を実施することにより実践的な研究を進めている。東京都の独自事業ですが、副籍モデル事業についても、実施状況、成果や課題について、ホームページ等を通じて今後とも情報提供していく。さらに、平成17年度にガイドラインの作成、平成18年度に指導事例集の作成を予定し、平成19年度から実施する予定であるが、各区市町村の意見も伺いながら進めていきたいということで、東京都の方から教育長会において回答を得ておりまして、こういうところを私どもとしては情報を得ているところでございます。

長々と御説明申し上げましたが、国及び都の状況について、以上御説明を終わらせていただきます。

座長：

今の問題について御質問、いかがでしょうか。よろしいということではないとは思いますが、もう少し読んでいただいて、これからの中で疑義があればまた質問していただきたいと思いますので、次に進んでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(3) 調布市への視察の報告

座長：

議題(3) 調布市への視察の報告について、事務局から。

学務課長：

御説明申し上げます。お手元資料 2 でございます。「調布市への視察報告」でございます。平成17年11月30日、11名の委員の皆様にご参加いただきまして、どうもありがとうございます。先ほどの国ないし都の報告で御説明申し上げました、いわゆるモデル事業をしております調布市に行っていました。それで、今申し上げた内容について御報告方々、まとめさせていただきましたので、ごらんいただきたいと思えます。事務局からは以上です。

座長：

それでは、参加できなかった委員の方もいらっしゃいますので、視察をして感じたことや学んだこと等があると思えますので、一言御報告いただきたいと思えます。事務局からあらかじめ、今日の通知等の中で御依頼がありましたので、教えていただけたらありがたいと思えます。

委員：

一般市民としては視察に参加することは今まではできなかったのですが、とてもいい機会に出会えて、勉強になりました。一つの小学校を見学したのですが、自分の子どもは中学校に行っているの若干違うかなとは思いますが、まだ下に小学生もおりますので、自分の家庭に置きかえて考えて見学することができました。あちらの担当の方のお話をいろいろ聞いていると、モデル事業だから予算なども限られている中で、先行で行っているものを、よその人たちに出していただけたということは、これから考えていかなければいけない者たちにとっては、とても勉強になるなと思えました。

親としても、一市民としても考えていかなければならないことがかなり多いなと思えましたし、連携というのが、どう連携するかは別なんでしょうけれども、いろいろな立

場の人間がかかわって動いているんだなというのを、よそから見ただけで言ってしまっ
てはいけないのでしょうかけれども、よその芝生は青いといいます、顔を合わせた中で
やっていくという作業が行われていることへ、これから自分たちがかかわっていくとい
うことも必要なんだということがわかって、とてもいい機会を与えていただきましてあ
りがとうございました。

委員：

今回、1校だったのですけれども、改めて課題がいろいろ出てきたというところを調
布市の指導主事の方から教えていただきました。限られた予算の中で、これだけのネッ
トワークづくりからコーディネーターを各学校に配置してということで、課題がすごく
多い中で、かなり準備されているなという印象はありました。その中で、保護者への啓
発というところがこれからの大きな課題というか、通常学級で障害に関してなかなか、
かかわりのない保護者の方の理解を得るとか、そういうところでの啓発の仕方というの
が課題であるということを感じましたし、設置校か、設置校でないかで随分格差がある
というか、間口としての入りやすさというか、今後、各地域に設置校を配置して、なる
べく学区域の中で子どもを受け入れる体制というものをもう少し充実させていくことが
必要なのかなと感じました。

あと、地域支援のネットワーク協議会というものにすごく興味があって、学校だけで
なくて行政も含めてゼロ歳児から小・中学校、次に養護学校へといういろいろなネッ
トワークづくりをこれからもっと強化して、いろいろなところで連携を組むことをしてい
かなければいけないということ強く感じました。その中で、いろいろな立場の人がい
ろいろな意見を言いながら、今後のこういったネットワークづくりに参加していくこと
がとても必要だなということを感じました。いろいろ勉強させていただいてありがとう
ございました。

委員：

校長先生のお話だと、石原小学校の地域が特別な事情を抱えた御家庭から通っておら
れるお子さんが約1割ぐらいいらっしゃるということで、そういう意味で、情緒が安定
できにくい家庭で育った方を見るということで、特別支援教育のモデル事業を受けるに
当たっては、ふさわしいと言ったら変なんですけれども、そういうお子さんたちを見て
きた先生方が多いということで、学校の雰囲気自体、全体がそういう雰囲気があるとい
うことをお聞きして、学校の雰囲気づくりが大事というのがとてもうなずけました。

それから、一対一で見切れないお子さんたちに対して、近くの電気通信大学の学生を

ボランティアに迎えて、スクールサポーターとして協力していただいているということは、西東京市でも見習ってできていく環境ではないかな、見習える点ではないかなと思いました。

あと一つ気になったのは、特別支援教育に向けて取り組まれている中で心障学級の現状はどうですかというお話をしたときに、そういう中で本当は固定級を充実させたいのだけれども、今は取り残されてしまっているような部分もありますというお話でした。

委員：

私は、授業風景を見学させていただいて、本当に個々に一人の先生がついて一生懸命対応している姿を見て、素晴らしいなと思ったのですが、これを今後生かしていくのに、これだけの教員の配置、専門家を配置できるのだろうかとか。今モデル事業でやっているからなのかなとか、とても心配になりました。でも、これが本当に進められていくとしたら素晴らしいことだなと思いました。

ただ、あそこだけ見ると、あの子たちがまた教室に戻ったときの状況ですとか、全体を見ることができなくて一部だけのことだったので、何とも言いがたいのですけれども。

また、地域性という意味で調布に行きましたら、すぐそばに養護学校があったり、環境的にそういう人たちを受け入れやすい、要するに準備しやすい環境なのかなと。例えば西東京市で考えたときに、全くそういうものが地域にないですね。特別の感覚で見ってしまうような、地域の理解力というものが今後どうなっていくのだろうかとか、そんなことを考えながら見学してまいりました。

座長：

では、学校関係者の方からお伺いしたいと思います。

委員：

今の4人の委員の話を聞いていまして、そのとおりだなと思って。私は3点ほど、西東京市の場合どうかなという視点でお話しさせていただきます。

1点目、これが一番とても大切かなと思うのですが、一人一人の子どもの教育的ニーズは、だれが、どのようにキャッチするのかということです。西東京市は就学指導委員会、通級指導委員会、それらの事前の委員会というのが制度的にともしっかりしておりまして、その中で、ある程度のキャッチができてくるのですけれども、その後、小学校に入ってしまったたりする子どもたちの、その後のニーズの把握というのが課題になるのではないかというのがあります。

二つ目は、教育的ニーズをキャッチした子どもを、どこで、どのように指導するのが適切かということで、調布市の場合には一人の児童を特別教室に、その時間あずかって個別指導していましたが、私もその子が教室に入ったときに、さらに、1時間学習したことが活かされて、大きな集団の中で自分自身を本当に生かし切れるように成長できるのかなというのがあります。今、通級指導というものを西東京市はやっていて、通級に行って、そして帰ってきて、自分のクラスで元気にできるようにということで通級の学校は指導していただいているんですね。それも、一対一というよりも、3～4人の中で、とにかく人とかかわりの中で、その子の学習を今通級ではやってくれているという、そのノウハウのところも大事にしたいなと。

それとあわせて、固定級、うちにはつくしがありますけれども、大きな集団で三十何人近くいますので、その中で子どもたちは学習しながら個別指導もやっているわけです。そういう機能というのはとても大切なように思いますので、それを残しつつ、生かしつつ、西東京市は特別支援教育を立ち上げていかなければいけないなと。

最後に、乳児期から幼稚園、保育園、それから小学校、中学校、高校、社会と、その子の生涯にわたっての教育的支援というものを立ち上げるためのノウハウも、最初の段階から、うちの市はやっていくと、調布市の地域支援ネットワークとかスクールサポーターとか、そういうすべての外側の力を生かしてやれるかなと思いました。

委員：

視察に行かせていただいて、委員の5名の方がおっしゃったので、重複するところは避けたいと思います。1点だけ、こういうふうを考えながら見てきたというところをお伝えしたいと思います。モデルで調布があれだけのことをやっています。西東京市もかなりいいところまで行っているなと思いながら一日を過ごしました。私の学校は通級ということで、市内の小学校のお子さんをあずかっているのですけれども、視察したとき、あそこで個別指導しているのが、まさにうちの学校の通級で、あそこに教員が4～5人いて、子どもが4～5人いて、コミュニケーションをする小集団のをやっているところが、あそこには見れなかった。うちの学校で通級に行っている子たちが何人かいますけれども、その子たちが戻ってきたときの姿ということで、後で今日の話題にのるのだと思いますが、西東京市の動向ということで、数値として情緒障害が年々増えてきているということが、私はとてもいい傾向にあるなと思いました。というのは、6%あるのを最初は1%ぐらいしか感じていなかったものが、どんどん子どもが増えてきている。だから啓発がどんどん広がっていった。役所の方も、そういう方たちに学生ボランテ

ィアを入れてくださったりとか、いろいろなことで後押ししてくださっているの、このままいけば本当にいい特別支援教育のスタートを切れるのではないかなと思って、余り無理をしなくても、今やっていることの延長線だなと思いながら、私は見て、1も、2も、3も、今現に西東京市ではあるよねというふうに思ってきました。

ただ、一番心配だったのは、お金があるかなと。お金がないので、建物がないなど。例えばうちの学校で部屋をつくるなら、どこにもないので、教室の隅についたてをしてやらなければいけないと。そこだけちょっとどうしようということ、感想も含めてですが。

委員：

全体的な話はもう皆さんお話をされているのですが、私は中学校なので、西東京市で中学校としての特別支援という立場で少し考えてみました。システムがきちんとできて動き始めれば、中学校に入るころまでに、もう既にこういう教育を受けることについての抵抗感とか周囲の理解は進むのかなと思っていますが、現時点では、本人への対応の仕方と、その周囲への理解教育の進め方を両方一緒に考えていかないと難しいだろうなというふうに現実に思っています。

本校も固定級があるので養護学校との連携を進めていかなければならないわけですが、そのあたりが今後の課題になってくるのだろうなと。どういつながりがいいのか、なかなか見えないなというのが本当のところ。中学校の場合には教員の免許制度とかいろいろな部分がありますので、人の配置だとかそういう部分ではかなり越えていかなければならない問題点は多いかなというふうに感じています。

委員：

特別に支援の必要な児童が6%いるということで、本当にその子どもたちが通常学級の中にいますと、申しわけないですけども、ただ座っているだけというようなことで、そこをどういうふうに視点を当てていくかということでは、特別支援教育というのは本当に非常に大事なと。この間、石原小学校に行きまして、手厚く、個に応じた指導がなされている。これはまさに理想的なものだなと。一人の子どもに対して生涯にわたって特別支援計画のもとになされなければならないだろうと。

この間、石原小学校に行ったときに、子どもに1時間、2時間、個に応じた指導がなされていて、しっかりした学力をつけて、教室の方に戻ると、子どもは自信を持ってまた取り組めるのかなと、私はそれを見ていました。そのためには、いつも言われることですけれども、人、物、お金が必要だなと思ひまして、そういったところをきちんとし

ていかなければ、もう少し発展的なものにはなっていないだろうと。それぞれの学校の独自の努力もさることながら、お金の生み出し方、人の配置の仕方、場所の確保の仕方なども含めて今後検討していければなと思って参加いたしました。

座長：

相談課長さんも何かあれば一言。

教育相談課長：

私たちの市の現状を踏まえて、そして今のよさを生かしながら、さらに入級委員会等で、LD・ADHD・高機能自閉症等のお子さんのフォローを、私たち、この間、システムを構築してまいりましてやっておりますので、それをまたさらに見直ししながら構築していければいいのではないかというふうに思っています。

座長：

私は、連携ということと、西東京市の状況とを考え合わせながら拝見してきましたのですが、連携ということ言えば多岐にわたっておやりになっていらっしゃるの、それをどう統合するかというのは、現実の問題としてはなかなか難しいところがあるのではないかと。

それから、西東京市と比べてと今申し上げたのですが、それにしても、私自身、個人ですが、まだちゃんとこういうことを始めたのに、よくわかっていないと。これではどうしようもないなという反省をいたしました。

そしてやはり最後はお金の問題で、今年度はお金はあるけれども、来年度どういふふうになっていくのかというふうに考えたりしますと、やはりお金の問題がそこにくるなということを感じてまいりました。

今の御発言で、何か御質問や御意見がありましたら。いかがでしょうか。いろいろな立場から御発言いただけたと私は思っております。

当日、大変きめ細かに事務局の方で御配慮いただきまして、本当に事務局の方々、ありがとうございました。いい機会を与えていただきました。

(4) 西東京市における特別支援教育の在り方について

座長：

それでは、次に移らせていただきまして、「西東京市における特別支援教育の在り方について」、事務局から御説明をお願いします。

学務課長：

調布市の御報告をいただきまして、ありがとうございました。当の担当課長が、大変恐縮ですが、議会の関係で出られません。ただ、同行した担当の者から随時細かい内容も受けておりますので、今後ともよろしくお願いします。

それでは、説明をさせていただく前に、お手元の資料、まず、 3「特殊教育から特別支援教育へ向けての検討課題の抽出」、これを1枚御用意いただきたいと思います。それから 3-2「西東京市における特別支援教育の対象者（試算）」でございます。最前から既に6%のお話も出ささせていただいておりますが、そのような数値ということで、これは後ほど参考に見ていただきたいと思います。2枚セットでございますが、中身はその内訳になっておりますので、これは参考にさせていただければと思います。

もう一つ、今御議論というか御報告をいただきました「調布市への視察の報告」を御用意していただきまして、お願い申し上げたいと思います。

それでは、若干御説明申し上げます。これから皆様をお願い申し上げますのは、先ほど、まずスケジュールの方でお話を申し上げましたが、6月までにまとめていただく、要は特別支援教育についての御示唆をいただきたいと。それを踏まえて私どもとしては、19年度に向けた予算設計をしていきたいというふうに申し上げました。ですので、6月にまとめていただく御議論をこれから進めていただければと思います。

ただ、既に調布市の方に行っていただきまして、質疑応答の1番から8番まで区分けしてございます。それからさらに、これ以外、その他でございますので、まずアトランダムというのも何なので、大変恐縮なのですが、ごらんいただくように、資料 3の1から8までに区分けしながら御議論いただいて、例えば1に関連して、2に関連してというふうにお話を進めていただければと思います。ですので、この項目以外に、「その他」ということで特別支援についての御示唆があれば、それはそれでお話をいただいて、私どもの方といたしましては、次回については、その前に出された御議論をまとめて御提出申し上げて、またそれらの資料の下地を進めていきたいと考えてございます。

ですので、大変恐縮ですが、今日の今日、お示し申し上げまして、すぐにとは思いますが、ただただ、調布市のお話も含めて、並行してごらんいただきながら、御議論を進めていただければと考えております。

座長：

このように例示をしていただいたのですが、それについての御質問も含めて、まだこういうこともあるのではないかと等々、御発言をいただきたいと思いますが。

委員：

対象になる子どもたちの、石原小学校の概要の方にも書いてあるのですが、実態把握の部分ですよね。担任が気づいてというような話からスタートするのでしょうかけれども、現実の問題としては、教員の方から保護者に、その話を具体的な形で進めていくのは難しい点が多いのですよね。素直にお話が入る場合もあれば、なかなかそうでもない。だから、気づいたところから次のステップに移るときの、保護者へ移るときの、その間の部分で、ある程度専門的なチームが要るのではないかというふうに思うのです。ですから、気づいて、実態把握の部分はどうするのかというのが、この課題の中にはないような気がするので、そのあたりもしっかり考えていった方がいいと思います。

座長：

その辺、事務局としてはいかがですか。

学務課長：

今、言われた点は「その他」になりましょうか。そういう意味ですか。

委員：

そうですね。

学務課長：

私どもの気がつかない部分を逆に出していただいて、私どもも含めて整理をしながら進めていきたいと思いますので。実態把握ですね。

座長：

これは9番目ということでもいいのでしょうか。9番目に「その他」ということを仮に設けておいて、実態把握を通じてということで、その他の中の一つ。御配慮いただけたらと。

ほかにどうでしょうか。18年6月への報告というのは大体どんなイメージになりますか。内容的なものもそうなんですけれども。

学務課長：

今、座長が言われたように、まだイメージですよね。検討課題として1から8、さらに今一つ増えまして9と。そのような形で、文言という形でお示しいただきたいと考えております。ただ、最前から既にテーマにありましたように、財政的裏づけ、教員の配置を含めまして、法改正も含めて、まだはっきりとしたものが見えていませんので、検討課題についても、「すべきである」というような文言になるかとは思っていますけれども、ただただ、根幹たるものが見えていない中で進めざるを得ないという現状があ

ります。

座長：

先ほどの予定でいきますと、次回、11回までにどういことを委員さんが、それぞれ心づもりをして出てくればいいのか。4月に案の検討ということですが、次は案をつくる前の部分ですよね。

学務課長：

資料といたしましては、検討課題の1から8、さらに9ということで、今まで調布市の御報告をいただきましたが、これをこの中に当てはめる形で、まず皆さんの御意見としてつくってみたいと思います。それが1点。

さらに、通常国会で法改正を予定しているやに聞いておりますので、そこで何かが見えてくるかもしれません。ただ、今申し上げた中では、財政の裏づけも含めて中央教育審議会の答申をそのまま出そうというふうにも見えませんので、文部科学省あたりがどうい形で出されるかわかりません。ですから、もしも間に合えば、それを見据えながら、お出し申し上げてとは思いますが、現在考えているのは、今、調布市の御報告をいただいた内容を、この中に当てはめていって、お示し申し上げて、さらに、私どもの方で、ほかの資料等が用意できれば、これにつなげていきたいというふうに考えています。

座長：

そうすると、できれば20日の11回の前に、文言的な問題はいろいろあるでしょうが、ある程度、こういうことを検討するんだなという文書が出ているといいということ、これだけでは足りないから、先ほど出ました、その他というようなことがさらにあるとか、そういうようなものをもって、11回に御出席いただくと - 中身が濃いのを2時間でやるわけですから、次が意外に大変なんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

学務課長：

なろうかと思います。逆に、新年度に入ってきましたら、骨子が大体見えてきたものを、ある意味では答申書にまとめる作業の方に入ってくる可能性がありますよね。ですから、次回ないしはその次、あと3回ぐらいが、御議論をいただいてまとめてという作業が一番重要になってくると思います。

座長：

ほかにいかがでしょうか。11回に臨むに当たってというようなことで、事務局への要望とか、それから、この会そのものへの、こういうことが必要なのではないかという

ような。先ほどの調布の視察のお話などもとても参考になると思いますが。

委員：

私は、ここにかかわりながら、いろいろなことが見えていないとつくづく感じています。それで、先ほどのお話の中で、視察を受けて、西東京市では、この1、2、3はすべてあるのではないかということをおっしゃっていましたね。田無の学級を見学に行きましたら、通級とかそういう、ここの市にある実際のそういったクラスを - 私だけなのかな、わかりませんが、実際にどういうふうに行っているのかということの全く知らないで、今初めて気がついたのですね。やはりもう少しそういうところも、今の西東京市はどういう状況なのかということもわからないと進めないかなと思ったのですけれども、見学などは可能なんですか。

学務課長：

他市をごらんいただいたわけですから、当市はどうかと言われますと、当然、可能だと思います。

座長：

可能なんですけれども、方法ですよ。

委員：

国の方の答申、資料 1 - 2の真ん中辺なんですけど、「特別支援教育の対象の概念図」とありまして、これから始まる特別支援教育というのは、盲・聾・養護学校から通常学級から、全部をひっくるめた制度体制なんですよね。そうすると、今のお話のように、本市の固定も通級も通常も全部知った上で、これから私たちはその制度設計の論議をしていかなければいけないということで、御存じないと、どうなのかというのがよく見えない。

それから、これを振り分けるために就学指導委員会というのが機能しているのです。そして、通級委員会というのが機能して、それぞれの教育的ニーズというものをきっちりと把握する制度ができていますね。それプラス、ほんの、ここの部分をこれから立ち上げなければいけないという、通常学級に在籍する、その中にさらに教育的ニーズが要る子がいるんだけど、私たちは、今まで気づいてはいるけれども、きっちりとそれを、個別指導を計画のもとに指導していくということができていなかったから、ここをやりましょうということなんですけど、今、その子どもたちをどうやって私たちは把握し、親に啓発し、本当に個別指導計画が必要なんですよということを持っていくかということが、学校側としては一番大変なところなんです。その部分の論

議なしになってしまうと、どんな特別支援教育が本市には立ち上がるんだろうというイメージが持てなくなるので、私はそこが大事だと思って、先ほど委員がおっしゃったところを一番先に論議しなければいけない部分だろうと思っています。そこさえポイントを外さなければ、今ある制度の中になんかの部分きっちりと位置づけることができる。それプラス、どの部分が必要かなというのがこれから見えてくるかなと思っています。

それで、見学はぜひどうぞ。こちらは設置校がほとんどです。

委員：

この懇談会に出ていて、今ちょっと反省したのですけれども、みんなが出ている中で、持っている情報が余りにも違うかなというふうなことを今考えながら発言しているのですけれども、西東京市の特別支援教育の現状はこうなんだ、こういうふうにして児童生徒を把握してこうなんだという、数ではない、システムを、またお仕事をふやして申しわけないのでけれども、教育委員会の方から出していただいて、そういう前提にききて、ここまであるんだねということを共通理解しなくてはいけないのではないかなと思っています。

ちなみに、先ほど通級のことのお話が出たのですが、本校の通級はすべて公開しています。ただ、保護者の方にはいろいろあるので、教員には公開していますので見学にも来ますし、話し合いにも参加しますし、市内の教育関係者の皆さんが来ていますから、言ってくだされば、そういうものはどこの学校も今は多分同じだと思いますし、そこらあたりも現状をきちんと整理して、資料をいただいて話をした方が、これだけぱっと広がってしまうと、話したけれども、結局、現状とかけ離れ過ぎていたとか、それはもう現にできているんだということになってしまうかなという思いはしております。

座長：

こういう範囲でいいでしょうかね。次に臨むということのポイントにしたいと思いません。

学務課長：

現状の把握ということでお話をいただいたんですね。私の方は、数字を御用意をさせていただいてと思ったんですけれども。

委員：

一市民としてみると、全くわかりませんよね。この内容を私のようにわからない人たちにわかってもらうにはどうしたらいいかというのが、とても大事なことはないのかなと。一般の方たちに理解していただく。保護者の方たちは日々御苦労なさって

いますけれども、そういった苦勞を、私たちが受け入れ側として理解していくためにはどうしていったらいいのかなと。

座長：

そういうことも考えながらつくっていかなければいけないと。私は練馬区ですが、練馬区で今年の4月に1年生に上がる子どもについて相談を受けたのですけれども、私が相談を受けるようなことではないんですが、どういうふうにやっていいのかわからないんですね。保育園に行っている。保育園の先生も、どういう仕組みでどういうふうになっているか、よくおわかりになっていない。その方はそういうふうに積極的なんですが、もう一方、そういう方がおられて、どうせうちのは学校に - 事前に学校へ参りますよね。そのときにひっかかるから、それは嫌だから、知らんぷりしているんだというような話をしているということで、うちのより大変難しいお子さんだからというようなことを言われたので、これは余計なことを言うと大変なことになるなと思ったんで、とにかく、教育委員会に行って、あなたのお子さんのことなんだから、どういう流れで、どういうふうになるか、ちゃんとお聞きになって。将来というのは実は19年度のことですが、将来はみんな通常学級に入るんだから、頑張っちゃえば通常学級に行けるはずだというから、いや、そういうふうに言わないで、お子さんの今後のことと関係があるのだから、納得がいくようにおやりになったらどうですかと言ったんですが、実態はそういう部分があるんですね。西東京市はそうではないかもわかりませんが。

そういうものを聞いて、うーんと思ったんですが、今の委員のお話、そういうことを我々は少なくともきちんとわかった上でというようなことを感じております。

学務課長：

事務局から提案をさせていただきます。先ほど来申し上げているように、私どもは事務局としての範囲で進めておりましたが、日程について、本日10回が30日で、2月20日が11回ということでございますが、今の御提案も含めて事務局で調整いたしまして、もしもお願いできれば、2月20日前に見学会兼若干のシステムの御説明を申し上げる会というものを設定させていただけるならば、御用意をさせていただいて20日に臨みたいというふうにも考えますが、その辺はいかがでしょうか。

座長：

いかがでしょうか。今事務局から急遽お考えいただいたのですが。

委員：

お願いしたいと思います。

学務課長：

それでは、基本的にその方向で調整させていただきます。

それから、今急遽出させていただいた提案ですので、日程調整と、それから内容なのですが、まず一つ、就学指導の今のシステム、どういうやり方をやっているかを再度御説明申し上げたいと思います。

もう一点は、通級、固定あわせまして、今の御提案の趣旨を含めて校長先生と調整させていただきますが、基本的には通級、固定の見学と御説明の会というものを20日前に設定させていただいて、20日に臨んでいきたいと思います。

座長：

そういうような御提案ですが、お願いしたいということによろしいでしょうか。それだけでなく年度末のお忙しいところ、教育委員会と学校当局は大変だと思いますし、参加する委員の方も、忙しい中、申しわけありませんが、今まで出たような趣旨でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

学務課長：

それでは、後日、御連絡申し上げて、場所の設定も含めて、また調整をさせていただきます。

座長：

ほかに、この際ということで何かありませんか。

委員：

資料 3の「特殊教育から特別支援教育へ向けての検討課題の抽出」のところで、これを見ていると、どちらかという小・中というのが基本なんですよね。基本的には調布市の視察のことも含めて、ゼロ歳からという - ゼロ歳をすぐどうのこうのというわけではないのですけれども、できれば小・中だけではない前後の部分のことも含めていただければと思います。最終的には地域での就労に戻ってくるという変な言い方ですけども、高校は養護学校に行くにせよ、知的障害で言えば、西東京市の場合は田無養護があるわけなので、そちらにはうちの子も含めて大勢さん行くことになっています。基本的には小・中の養護学校は西東京市にはないけれども、高校の知的障害と限定はされていますけれども、養護学校が一つあるので、そのレベルも、学齢も踏まえていただいて、移行支援まで含めて出てくるというのが特別支援教育ではないか。そこが一番の基本なのではないかなと思うので、どういう言葉にすればいいかわからないのですけれども、実際には、盲・聾・養護学校との連携に関することに関しても、今までの例

でいくと小・中だけになってしまったり、副籍に関してはもちろん、小・中という形になっていますので、できれば高校の後のことも含めて考えていただければと思います。

就学指導に関して、国の答申、今までずっと中間報告を見る限りだと、就学に関しては余り出ていなかったんですね。ところが、21回までしか資料は出ていないのですが、検討会の報告を見ていると、最後になって就学指導を含めて就学に関するところが物すごく出てきたのだと思うのですよね。日本は就学指導委員会があるのですけれども、大体、小学校に入るときとか一回というパターンだけれども、それで終わってしまう。気づきというのは、小さいときには余りわからなかったことが、学年を追って出てくる場合ももちろんありますし、身辺自立ができない子は割と早く目立ってしまいますからわかるのですけれども、高機能とかアスペルガーと言われる方たちの場合、かなり年齢が上がってから、大人になってから判定される方も増えている。今までどこかおかしいと思っていたけれども、自分の違和感を感じていたけれども、自分の子どももそうだったからとか、メディアにかなり出るようになったから気がつく方も増えていらっしゃるようで、かなり学齢が上がった段階で気がついてくると、親の受容もなかなかというのが - 中途障害の方の障害受容と同じだと思うのですが、おかしいなおかしいな、ここは違うのかなと思っていたいながらも、まあまあ何とかなるかなと思っていたら、実際にそうではなかったということになると、親の障害受容はタイプが違ってくるので、学齢が上がった時点のことも含めて考えていただけたらと思います。

障害児の問題というのは、大多数の子どもたちではなく、どちらかというところ少数の子どもたちのことを考えてもらうことになると思うんですね。ですから、そういう問題を考えるときには、その中にいる、また少数の子どものことを忘れないようにしていかなければならないのではないかと思います。そういう点を含めて、学齢というか、対象者というのでしょうか、そのことの幅を持たせるような形を入れていただけるとありがたいと思います。

委員：

今の件は、国の答申の24ページの第6章、総合的な体制整備に関する事ということで、すべての面を、生まれてから社会人になるまでの「教育支援計画」という言葉であらわせるのですが、うちの市が特別支援教育を立ち上げる最初の段階から、それをきちんと入れていくことになるのかなと思いますが。

委員：

そういう形でしていただけると。ノーマライゼーションというのは、教育委員会のあ

れとかではなくて、障害者の方の関係でも西東京市はかなり出していっしょと思うので、まず、障害があるから支援するのではなくて、支援の必要な子どもに対しての支援というふうに考えると、障害児でないと支援しないというわけではないですので、この子にはどういう支援が必要なのか、常に考えていくと思うので、その辺も含めて全部というのでしょうか、網羅した形で入れていただけると、今先生のおっしゃったような形で。

学務課長：

事務局から今の点補足しますと、答申の25ページをごらんください。(注4)「個別の教育支援計画」というものがございます。そこに、「障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から」云々とございます。「長期的な視点で乳幼児から学校卒業までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される」ということとございます。要は学齢のみではなくて、個別の教育支援計画というものはもっとスパンが長いということですね。それが委員から今おっしゃっていただいた部分かと思います。ですので、特別支援教育そのものについては、このような計画の中で、スパンが学齢にとどまらず、乳幼児からさらに先までというような形の計画づくりということとです。

教育相談課長

今のことに関連しましてちょっと情報提供いたします。個別教育支援計画は昨年度ぐらいから、各都立養護学校が中心になりまして、17年度では各養護学校から本市にもコーディネーター、管理職等が参りまして、福祉、保健、教育の連携をとという、養護学校では既に個別教育支援計画を立てなければいけないということで、ネットワークをとということで、17年度から本市の養護学校に通っている通学区域の学校からすべて、大泉養護、小金井養護、小平養護、久留米養護、来ておりまして、これに向けての対応を既に始めているところです。

座長：

それでは、ほかになれば閉会にいたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの2月20日以前の御連絡等についてはまた、していただきたいと思っております。

4 . 閉 会

座長：

では、第10回西東京市障害児教育検討懇談会は閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。

午前11時43分 閉会